

造林事業請負
入札説明資料

(一関地区・除伐)

岩手南部森林管理署

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業請負（一関地区・除伐）
- 2 事業場所 岩手県一関市萩荘字大沢山国有林 214 ち 2 林小班外
- 3 事業量 除伐 24.78ha
- 4 事業期間 契約締結の翌日から
令和 8 年 12 月 18 日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙 1・事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、発注者が確実に認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
	部分払	月 1 回以内	第 38 条
×	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 4 項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

- 7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日
なし				

8 特約事項

別紙2のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年9月1日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 岩手県奥州市水沢東上野町12番17号
分任支出負担行為担当官
岩手南部森林管理署長 浜浦 武昭

請負者 住所
氏名

事業内訳書 (一関地区・除伐)

[illegible]

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

◎ 除伐条件因子表

[illegible]

造林（治山）事業特記仕様書

造林事業請負（一関地区・除伐）

岩手南部森林管理署

造林事業記録写真仕様書

（写真の提出）

- 1 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

（準備器材）

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
ア 写真機（予備を用意しておく）
イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

（写真撮影）

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

（写真整理）

- 4 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

（デジタル写真）

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

除伐作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（除伐木）

- 3 造林木及び有用天然木（以下、「造林木等」という。）の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また造林木等であっても、生長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。
また、溪畔周辺の作業方法についても監督職員の指示に従わなければならない。

（作業の方法）

- 4 除伐の方法については、監督職員の指示によるが、次に留意の上行なわなければならない。
 - （1） 伐除する高さは地際から 60cm 程度とする。
 - （2） 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
 - （3） 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
 - （4） 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
 - （5） 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかななければならない。

（有用天然木の範囲）

- 5 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（4（4）を除く。）によるほか、別紙「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

刈払機作業時の安全対策に係る特記仕様書

別紙に定める様式に従い、事業計画書中に『刈払機作業時の安全確保対策』を追加し提出すること。

刈 払 機 作 業 時 の 安 全 確 保 対 策

使用機械及びタイプ別リスクとその対策

使 用 機 械 タ イ プ	リ ス ク	安 全 対 策

※表中の項目毎の大きさは任意による。

刈 払 機 作 業 時 の 安 全 確 保 対 策 （ 記 載 例 ）

使用機械及びタイプ別リスクとその対策

使 用 機 械 タ イ プ	リ ス ク	安 全 対 策
腰付・U字ハンドル	U字ハンドル接合部分に金属疲労が生じている可能性がある。	日々の始業時に点検する。
背負式・U字ハンドル	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。	切創防止のために脛あて等の完全着用を図る。
襷掛け・U字ハンドル	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。	股バンドを使用することにより刈刃が体に接触することを未然に防止する対策を講じる。
背負式・竿タイプ	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。	急傾斜地での使用を制限する。機械タイプ・ハンドルタイプの変更を検討する。
襷掛け・竿タイプ	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。キックバック時に機械をコントロールできなくなり災害の原因となる可能性がある。	災害事例を周知することにより、自らを傷つけてしまう恐れのある機械作業であることを各自に意識させるとともにセーフティパンツ着用を図る。

※表中の項目毎の大きさは任意による。

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正に関する特記仕様書

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 請負者は、契約締結後に提出する当初の事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当初の事業計画書提出時に希望しない場合において、後日希望する際は同様に取り扱うものとし、開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。
また、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

3 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

（1）真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

（2）事業期間

事業着手日（基準日を定めた場合にあっては基準日）から事業終了日までの期間をいう（事業休止期間は含まない）。なお、事業期間には不稼働日を含むものとするが、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間を除くものとする。

（3）真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間中の真夏日に含めないものとする。

真夏日率 = 事業期間中の真夏日 ÷ 事業期間

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

補正値（％）＝ 真夏日率 × 補正係数※ ※補正係数は 1.2 とする。

安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する特記仕様書

- 1 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- 2 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
- 4 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、当初の事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとし、利用開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。
 - (1) 衛星携帯電話事業者名
 - (2) 衛星携帯電話サービス名
 - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - (4) 利用料金
 - (5) 利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - (6) 本事業以外の事業への供用の有無。なお、供用がある場合は、その事業名（署名・物件名）
- 5 対象とする経費は、1台分のリース代金（機種リース代金以外の経費は対象外とする。）を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- 6 請負者は、事業着手日（基準日を定めた場合にあっては基準日）から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
- 7 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- 8 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で供用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

入札説明書等に対する質問回答書

入札説明書等に対する質問事項	質問事項に対する回答